

GIFU HOZEN

岐阜県保全協会報

2004 / 第57号

平成16年1月15日発行

題字：梶原拓岐阜県知事



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

あいさつ	年頭にあたって	(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 中本 貞実 … 1
		役員一同 … 2
		岐阜県健康福祉環境部環境局長 成原 嘉彦 … 3
		岐阜市環境事業部長 一野 憲彦 … 4

行政ニュース	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部改正について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室 … 5
		産業廃棄物処理業等の許可申請に係る経理的基礎(個人)の判断について
		岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室 … 13
		岐阜市放置自動車等防止条例の制定について
		岐阜市基盤整備部土木管理室 … 15

地域振興局からのお知らせ「東濃オリベ環境塾」の開催

岐阜県東濃地域振興局環境課 … 21

トピックス	「機能水の現状と未来」	岐阜県保健環境研究所 … 22
-------	-------------	-----------------

特集	わがまちの産業廃棄物問題と対策	大和町長 旗 勝美 … 30
		清見村長 松岡 法泉 … 31

協会だより	理事会の開催 ……………	32
	各委員会の開催 ……………	32
	「廃棄物処理施設」の視察 ……………	32
	「廃棄物処理法」法令実務者研修会開催 ……………	32
	産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催 ……………	33
	「岐阜まるごと環境フェア2003」開催 ……………	33
	全国正会員事務局責任者会議開催 ……………	33
	びわ湖環境ビジネスメッセ2003開催 ……………	33
	第47回全国環境衛生大会開催 ……………	34
	岐阜県企業リサイクルフォーラム開催 ……………	34
産業廃棄物処理関係講習会開催結果報告 ……………	34	
青年部だより	……………	35
お知らせ	新規加入会員の紹介 ……………	36
	産業廃棄物処理業許可申請書の様式 ……………	39
	会員(企業)紹介 ……………	40

表紙写真「御嶽山の朝」

岐阜県板取村より東の山並みと御嶽山の朝、毎日昇る朝日は毎日違うドラマを見せてくれる。

(日本風景写真協会 二村 岩夫)



年頭にあたって

理事長 中本 貞実

明けましておめでとうございます。

平成16年の新春をお迎えし、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

顧みますと、昨年は我が国の経済状況は、少し明るい兆しが見える報道がされておりますが、産業廃棄物処理業界は、依然として厳しい経営環境の中にあります。

国の方では循環型社会形成に向け、リサイクルを進めるための法令の制定や、廃棄物の減量化、適正処理推進のため廃棄物処理法の改正が、毎年のように行われております。

昨年6月の廃掃法の改正においては、不法投棄未然防止の措置、国の関与の強化、リサイクル推進等を内容とした改正が行われ、昨年12月から施行されております。

また、特定産業廃棄物除去等に関する特別措置法も同時に交付施行され、特定産業廃棄物に起因する支障の除去を行う場合には、国庫補助等を行い、環境保全に努めることとされております。

一方、県の方では、廃棄物の適正処理等に関する条例の一部改正が行われ、特定保管物（使用済みタイヤ）の多量保管の届出・適正保管の義務付けや、県外産業廃棄物の県内搬

入の届出に対し罰則の新設など、規制が益々強化されたところであります。

当協会としましても、適正処理に向けて、様々な取り組みを行っております。

特に昨年は、青年部会が発足し、次代を担う若者達の研修や、他県の青年部と交流などめざましい活躍に心強く感じたところです。また、「廃棄物処理法」法令実務者研修会には、会員の皆様方多数の参加を頂き、県からも講師として来ていただき廃棄物の適正処理に向けた取り組みがされたところであります。

しかしながら、廃棄物に関し、処理施設の不足やそれに伴う不法投棄の多発などの問題が地域において様々な混乱を招いており、地域住民の産業廃棄物に対する理解を得るのが非常に難しい状況にあります。今後は、産業廃棄物問題を全県民的課題として産、官一体となって対処し、豊かな自然環境と快適な生活環境を将来の世代に引き継いで行くことができる社会を構築すべく決意を新たにしますのであります。

本年も会員の皆さんはじめ関係各位の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。ご挨拶いたします。

頌 春



年頭にあたり平素のご協力を深く感謝申し上げます

平成十六年元旦

理事長	中本貞実	理事	砥上忠久
副理事長	清水道雄	〃	野々村清
〃	後藤利夫	〃	野村清晴
理事	臼井清三	〃	藤岡洋一
〃	粥川長司	〃	水谷重雄
〃	木村虎男	〃	山村けい
〃	清水利康	〃	吉村勝義
〃	杉山博之	監事	佐藤敏一
〃	鈴木孝郎	〃	山口繁
〃	鈴木兼利		事務局
〃	高井信夫	専務理事	吉田徹
〃	竹中靖		
〃	田中一郎		



新年のごあいさつ

岐阜県健康福祉環境部環境局長
成原嘉彦

新年あけましておめでとうございます。

平成16年の新春を迎え、一言ご挨拶申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、貴協会におかれましては、ぎふ保全協会報の発行、講習会の開催、会員への情報提供など積極的な活動を展開され、廃棄物行政に多大なるご協力をいただいていることに対しまして、改めて感謝と敬意を表するところであります。

さて、今日の環境問題は、「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済優先型社会から、生産から廃棄に至るまでリサイクルの徹底を図り、環境にやさしい循環型社会を構築することへ大きく視点が変わっております。

県では、「日本一住みよいふるさと岐阜県」を環境面から実現するため、「生態系を守る」、「自己完結の循環社会をつくる」、「新しい県民運動のモデルをつくる」を三つの柱として、各種事業を積極的に展開しているところであります。

昨年は、廃棄物対策につきまして、廃棄物の不適正処理防止の強化を図るため、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」の一部改正を行い、また、衛星系ネットワークを利用した「衛星遠隔監視カメラシステム」を導

入しました。

さらに、「地域の環境は自ら守る」という基本理念のもと、産業廃棄物処理施設等の周辺住民の皆様が、自主的に処理施設の稼働状況を監視する「岐阜県ふるさと環境保全委員会」を設置しました。

一方、国におきましては、特に悪質な業者の許可の取り消しの義務化、廃棄物処理業の許可に係る欠格要件の追加等、不適正処理への対応を図るとともに、広域的なりサイクル等を推進するために、廃棄物処理業の許可を要しないこととする特例制度の整備、廃棄物処理施設の設置許可規制の合理化等、効率的な廃棄物処理の確保を図るため、廃棄物処理法を一部改正し、昨年12月1日から施行したところです。

今後も、県民の皆様、事業者の方々、そして行政の協働のもと、廃棄物対策五原則として、「安全第一」、「公共関与」、「リサイクルの徹底」、「複合行政」、「自己完結」を基本に据えて、廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を図り、美しく豊かで、快適な環境づくりに努めて参りたいと考えておりますので、皆様方のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と貴会員の皆様の益々のご健勝を祈念しまして、新年のご挨拶といたします。



年頭のごあいさつ

岐阜市環境事業部長 一 野 憲 彦

明けましておめでとうございます。

旧年中は、杜団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、廃棄物処理行政の推進にご理解とご協力を賜り、とりわけ産業廃棄物の適正処理につきまして、格別のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、近年では大量の廃棄物の発生はもとより、生活排水による水質汚濁などの地域的な環境問題から地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題に至るまで多くの課題が存在しております。

これらの問題を解決するには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった20世紀型の社会、経済の仕組みそのものを根底から改め、21世紀においては、環境への負荷が低減される資源循環型社会へと転換させるために、新たな技術革新が必要となります。

しかし、残念ながら昨年8月に「三重ごみ固形燃料RDF発電所」の施設で異常が生じ、その消火作業中に爆発事故が発生したことは記憶に新しいところでございます。

このように、新たな技術は一方でリスク管理の徹底が必要であります。また、廃棄物処理施設についても環境対策などを十分検討する必要があります。

今後におきましては、市民、事業者、行政との協働による循環型社会の実現を図ることはもとより、廃棄物の発生抑制や適正処理に取り組んでいかなければならないと考えております。

なお、岐阜市では、廃棄物の不法投棄の取り締まりを目的とした「不法投棄監視通報システム」を導入しました。

このシステムは、高感度カメラと制御機器、バッテリーを現場に設置し、不法投棄者や車両を検知すると自動的に撮影し、24時間リアルタイムでパソコンに携帯電話で通報、現場の静止画像を送信するものです。このほか、監視モニターを増員するなど具体的な取り組みを実施しているところでございます。

貴協会におかれましては、今後とも格別のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員皆様のご健勝とご活躍を心よりお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する 条例施行規則の一部改正について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成15年岐阜県条例第39号)が本年7月10日に公布され、平成16年1月1日から施行されます。これに伴い、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成15年岐阜県規則第122号)が本年11月14日に公布され、平成16年1月1日から施行されることとなりましたのでお知らせします。

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月十四日

岐阜県知事 梶原 拓

岐阜県規則第百二十二号

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則(平成十一年岐阜県規則第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の五条を加える。

(特定保管物)

第二条の二 条例第十一条の二の多量に保管することにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある物で規則で定めるものは、使用され、その後利用されないまま保管されているゴムタイヤとする。

(多量保管の届出)

第二条の三 条例第十一条の二の規定による届出は、別記様式第一号に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 保管場所の付近の見取図
 - 二 保管場所の平面図
 - 三 特定保管物を保管する土地の使用に係る権原を有することを証する書類の写し
- 2 条例第十一条の二ただし書の規則で定める面積は、百平方メートルとする。

3 条例第十一条の二ただし書の規則で定めるものは、処理業者のうち、その事業の範囲に廃プラスチック類が含まれているものとする。

4 条例第十一条の二第六号の規則で定める事項は、特定保管物の保管を終了する予定年月日とする。

(変更等の届出)

第二条の四 条例第十一条の三の規定による届出の様式は、別記様式第一号の二のとおりとする。

(保管場所の表示)

第二条の五 条例第十一条の四第一号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保管する特定保管物の種類
 - 二 保管者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び連絡先
- 2 条例第十一条の四第一号の標識は、別記様式第一号の三のとおりとする。

(土地所有者等の届出)

第二条の六 条例第十一条の五の規定による届出は、別記様式第一号の四に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 保管場所の付近の見取図
 - 二 保管場所の平面図
- 2 条例第十一条の五第三号の規則で定める事項は、保管される特定保管物の種類及び量とする。

第八条第一項中「別記様式第一号」を「別記様式第一号の五」に改める。

第十一条第一項第四号中「搬入予定期間」の下に「(二年以内に限る。)」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の届出は、搬入予定期間の初日の三十日前までに行うものとする。

第十二条の次に次の二条を加える。

(記録する事項)

第十二条の二 条例第二十一条の二の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- 二 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し得られた次に掲げる事項
 - イ 当該測定を行った位置
 - ロ 当該測定の結果の得られた年月日
 - ハ 当該測定の結果
- 三 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(集じん器内で燃焼ガス温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガス

の温度)を連続的に測定し得られた次に掲げる事項

イ 当該測定を行った位置

ロ 当該測定の結果の得られた年月日

ハ 当該測定の結果

四 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し得られた次に掲げる事項

イ 当該測定を行った位置

ロ 当該測定の結果の得られた年月日

ハ 当該測定の結果

五 排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上測定し得られた次に掲げる事項

イ 当該測定に係る燃焼ガスを採取した位置

ロ 当該測定に係る燃焼ガスを採取した年月日

ハ 当該測定の結果の得られた年月日

ニ 当該測定の結果

六 冷却設備及びばい煙処理設備にたい積したばいじんを除去した年月日

(記録の閲覧)

第十二条の三 条例第二十一条の二の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める日までに備え置くこと。

イ 前条第一号に掲げる事項 翌月の末日

ロ 前条第二号から第五号までに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 前条第六号に掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日

二 記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

別記様式第一号を別記様式第一号の五とし、同様式の前に次の四様式を加える。

別記様式第四号中「搬入予定期間」を「搬入予定期間（一年以内に限る。）」に改める。

別記様式第九号中「燃焼燃料」を「ばいじん」に改める。

別記様式第十三号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則第十一条第三項の規定は、平成十六年一月三十一日以後に搬入予定期間の初日が到来するものに係る届出から適用し、同日前に当該期間の初日が到来するものに係る届出については、なお従前の例による。

別記

様式第1号（第2条の3関係）

特定保管物保管届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者
住所
氏名 印
(法人にあつては名称及び代表者名)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第11条の2の規定により、特定保管物の保管について、下記のとおり届け出ます。

記

保管場所の所在地	
保管場所の土地の所有者の氏名又は名称及び住所・電話番号	
保管場所の面積	m ²
保管する特定保管物の種類	
保管する特定保管物の利用目的	
保管開始予定年月日	年 月 日
保管終了予定年月日	年 月 日
保管する特定保管物の量の上限	m ³ ・ 本

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL・FAX	TEL FAX

添付書類

- 1 保管場所の付近の見取図
- 2 保管場所の平面図
- 3 特定保管物を保管する土地の使用に係る権原を有することを証する書類の写し

(用紙 日本工業規格A4縦型)

様式第1号の2（第2条の4関係）

特定保管物保管（変更）届出書
（廃止）

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者
住所
氏名 印
(法人にあつては名称及び代表者名)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第11条の3の規定により、特定保管物の保管の（変更・廃止）について、下記のとおり届け出ます。

記

		変 更 前	変 更 後
変 更 す る 内 容	保管場所の土地の所有者の氏名又は名称及び住所		
	保管場所の面積	m ²	m ²
	保管開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
	保管終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
	保管する特定保管物の種類及び利用目的		
	保管する特定保管物の量の上限	m ³ ・本	m ³ ・本
変 更 す る 理 由			
変更・廃止 予定年月日		年 月 日	
特定保管物を保管する場所の所在地			
備 考			

注 変更の内容を明らかにした書類又はその写しを添付すること。

連 絡 先	担当者職名・氏名		
	TEL・FAX	TEL	FAX

(用紙 日本工業規格A4縦型)

行政ニュース

様式第1号の3（第2条の5関係）

60センチメートル以上		
60 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第11条の4に基づく表示	
	この場所は、特定保管物の保管場所である。	
	保管する特定保管物の種類	
	保管者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名及び連絡先）	
	保管者の住所	

様式第1号の4（第2条の6関係）

特定保管物保管届出書（土地所有者等用）

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者
住所
氏名 印
(法人にあっては名称及び代表者名)

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第11条の5の規定により、特定保管物の保管について、下記のとおり届け出ます。

記

保管場所の所在地	
保管予定者又は特定保管物を保管している者の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）	
保管場所の面積	m ²
保管される特定保管物の種類	
土地の使用に係る契約締結年月日又は保管されることを知った年月日	年 月 日
保管される特定保管物の量	本・m ³

連絡先	担当者職名・氏名		
	TEL・FAX	TEL	FAX

添付書類

- 1 保管場所の付近の見取図
- 2 保管場所の平面図

(用紙 日本工業規格A4縦型)

様式第13号（第19条関係）

（表面）

		第	号
岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第29条第2項の規定による証明書			
		職 名	
		氏 名	
		年 月 日生	
年 月 日交付			
岐阜県知事			印

（裏面）

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例抜粋

（報告及び検査）

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、保管予定者又は特定保管物を保管している者、土地所有者等、産業廃棄物排出事業者、処理業者、産業廃棄物処理施設設置者等、建設工事等の発注者、大規模建設工事等施工者及び小規模廃棄物焼却施設の設置者に対し、特定保管物の保管、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は小規模産業廃棄物処理施設若しくは小規模廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理その他必要な事項について報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他の場所に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

産業廃棄物処理業等の許可申請に係る 経理的基礎（個人）の判断について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業許可並びに産業廃棄物処理施設設置の許可申請に係る添付資料について」で、個人が申請した場合の取扱いについて、下記のとおり運用することとしましたのでご承知おき願います。

記

- 1、青色申告の場合において、債務超過の状態でない、及び直前期の資産状況において資産の額が負債の額と同等又は大きい場合で、直前3年間所得税を納付している場合は、追加資料を要しないこととされている。しかし、利益があるにもかかわらず、納税証明書の「納付すべき税額」が「0円」となっていることがある。これは、所得税に係る各種の控除によるものであり、この場合は、所得税青色申告決算書に記載されている「青色申告特別控除前の所得金額」を確認し、その金額がプラスである場合は、納税したものと同様の扱いとする。
- 2、白色申告の場合において、資産に関する調書の資産の額と負債の額を比較し、資産の額が負債の額と同等又は大きい場合で、直前3年間所得税を納付している場合は、追加資料を要しないこととされている。しかし、利益があるにもかかわらず、納税証明書の「納付すべき税額」が「0円」となっていることがある。この場合は、上記1と同様に考え、収支内訳書の「所得金額」を確認し、その金額がプラスである場合は、納税したものと同様の扱いとする。
- 3、青色申告特別控除には、「55万円を控除することを認められる場合」、「45万円を控除することを認められる場合」、「10万円を控除することを認められる場合」（以下「10万円控除」という。）があり、このうち10万円控除については、確定申告時に貸借対照表の添付を要しないため、直前期の資産状況の判断において、債務超過の状態であるか、及び資産と負債の状況について確認ができない。

よって、10万円控除の申告を行った場合は、資産に関する調書の資産の額と負債の額を比較して、資産の額が負債の額よりも小さい場合は、追加資料を提出することとし、資産の額が負債の額と同等又は大きい場合は、直前3年間において所得税を納付していない年があるか否かで判断する。なお、この場合は、納税証明書の「納付すべき税額」が「0円」となっていることから、損益計算書の「青色申告特別控除前」の金額を確認し、この金額がプラスである場合は、納税したものと同様の扱いとする。

個人の場合の経理的基礎の判断について

確定申告の方法	青色申告 (55万円又は45万円控除)	青色申告 (10万円控除)	白色申告
申請時の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 資産に関する調書 納税証明書 貸借対照表 (直近3年分 (確定申告に使用したもの)) 損益計算書 (直近3年分 (確定申告に使用したもの)) 確定申告書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 資産に関する調書 納税証明書 損益計算書 (直近3年分 (確定申告に使用したもの)) 確定申告書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 資産に関する調書 納税証明書 確定申告書の写し
審査 1	審査資料	直前期の貸借対照表	
	審査内容	債務超過であるか否か	※確定申告時に貸借対照表の提出を要しないため、債務超過であるか否かについては審査しない。
	審査方法	債務超過である → 追加資料 債務超過ではない → 審査2へ	
審査 2	審査資料	直前期の貸借対照表	資産に関する調書
	審査内容	資産と負債の関係	資産と負債の関係
	審査方法	資産 < 負債 → 追加資料 資産 ≥ 負債 → 審査3へ	資産 < 負債 → 追加資料 資産 ≥ 負債 → 審査3へ
審査 3	確認資料	納税証明書	納税証明書
	審査内容	納税しているか	納税しているか
	審査方法	納税すべき税額がプラス → 納税している かつ未納税額「0円」 未納税額がある → 追加資料 納付すべき税額が「0円」 → 審査4へ	納税すべき税額がプラス → 納税している かつ未納税額「0円」 未納税額がある → 追加資料 納付すべき税額が「0円」 → 審査4へ
審査 4	確認資料	所得税青色申告決算書	収支内訳書
	確認内容	青色申告特別控除前の金額	所得金額
	審査方法	プラス → 納税している場合と同様の扱いとする 「0円」又はマイナス → 追加資料	プラス → 納税している場合と同様の扱いとする 「0円」又はマイナス → 追加資料
審査 5	審査方法	審査3、審査4において直前3年間納税している場合は、経理的基礎を有すると判断する。	

岐阜市放置自動車等防止条例の制定について

岐阜市基盤整備部土木管理室

条例制定の背景

近年放置自動車等が著しく増加し、また、放置が長期に及ぶため市民の生活環境、自然環境が著しく阻害され通行の障害だけでなく、放置自動車を避けようとして交通事故を誘発する原因にもなり、また、放置が長期化することによりゴミ等が車内及び周辺に投棄され、住民の生活環境に悪影響を及ぼすことになるため、市民と協働で自動車等の放置防止に努め、放置された自動車等については市が撤去できることとし、市民の良好な生活環境、自然環境の維持を図ることが目的です。

岐阜市条例第54号

岐阜市放置自動車等防止条例

(目的)

第1条 この条例は、自動車等の放置の防止及び放置された自動車等の適正な処理について必要な事項を定め、放置された自動車等により生ずる障害及び危険を除去することにより、市民の安全で快適な生活環境及び自然環境の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 自動車等が、正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外に、10日以上にわたり置かれている状態をいう。
- (3) 放置自動車等 公共の場所に放置されている自動車等をいう。
- (4) 事業者等 自動車等の製造、輸入、販売、整備等を業として行う者及びそれらの者の団体をいう。

- (5) 処理業者 自動車等の廃棄処理を業として行う者のうち、規則で定めるものをいう。
- (6) 所有者等 自動車等の所有権、占有権又は使用权を現に有する者又は最後に有した者及び自動車等を放置した者又は放置させた者をいう。
- (7) 廃物 放置自動車等で、自動車等として本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、汚物又は不要物と認められるものをいう。
- (8) 準廃物 放置自動車等で、廃物以外のものをいう。
- (9) 公共の場所 市が管理する道路、公園、河川、公営住宅その他公共の用に供する場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、自動車等の放置の防止及び放置自動車等の適正な処理に関する必要な施策の実施に努めなければならない。

(事業者等の協力)

第4条 事業者等は、自動車等が放置自動車等とならないよう適切な措置を講ずるとともに、市が実施する放置自動車等に関する施策に協力しなければならない。

(市民等の協力)

第5条 市民及び市の区域内において自動車等を所有し、又は使用する者は、市が実施する放置自動車等に関する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の協力)

第6条 土地を所有し、占有し、又は管理する者（国及び県を除く。以下「土地所有者等」という。）は、その土地について自動車等が放置されないよう適切な管理を行うとともに、市が実施する放置自動車等に関する施策に協力しなければならない。

(放置自動車等対策協議会)

第7条 放置自動車等の防止対策、廃物又は準廃物の認定その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査、審査、判定等を行うため、岐阜市放置自動車等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自動車等について専門的知識を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(放置の禁止)

第8条 何人も、正当な理由なく自動車等を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報)

第9条 放置自動車等とみられるものを発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

(調査及び警察署長への照会)

第10条 市長は、前条の規定による通報があったときその他必要があると認めるときは、その職員に、当該自動車等の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、前項の規定による調査に基づき、所轄警察署長に対し、所有者等、犯罪との関連の有無、廃物認定の適否等について照会するものとする。

(警告)

第11条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、当該自動車等が放置自動車等であると判明した場合は、所有者等に自主除去を指導するため、当該放置自動車等に警告書を貼り付けるものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の放置自動車等に関し安全対策を講じなければならない。

(立入調査)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による調査を実施するために必要があるときは、その職員に、自動車等が放置されている土地周辺に立ち入り、当該自動車等の調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、要求があったときは、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(所有者等への勧告)

第13条 市長は、第10条の規定による調査の結果、放置自動車等の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その放置自動車等を撤去するよう勧告することができる。

(撤去命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた放置自動車等の所有者等が、当該勧告がなされた日から起算して30日を経過した日までに当該勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて当該放置自動車等を撤去するよう命ずることができる。

(放置自動車等の移動及び保管)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放置自動車等を移動し、保管することができる。

- (1) 所有者等が前条の命令に従わないとき。
 - (2) 第10条の調査の結果、生活環境若しくは自然環境の保全、通行人、一般車両等の安全確保若しくは当該公共の場所の管理者の業務執行に著しく支障を生じ、又は生ずるおそれがあり、市長が緊急に放置自動車等の撤去が必要と判断したとき。
 - (3) 第11条第1項の規定により警告書を貼り付けた日から起算して60日を経過しても、放置自動車等の所有者等が判明しなかったとき又は所有者等は判明したが住所、居所その他連絡先が不明で連絡が取れないとき。
- 2 市長は、前項第1号の規定により放置自動車等を移動し、保管したときは、その所有者等に対し、当該放置自動車等の移動等をした旨を通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項第2号及び第3号の規定により放置自動車等を移動し、保管したときは、その放置されていた場所に当該放置自動車等の移動等をした旨及び期限を定めて引取りを促す内容を標示するとともに、告示しなければならない。ただし、当該場所にその標示をすることが困難であると認められるときは、告示のみを行うものとする。

(引取通知)

第16条 市長は、保管している放置自動車等の所有者等の住所、居所その他の連絡先が当該放置自動車等の保管中に判明したときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて当該放置自動車等を引き取るよう通知するものとする。

(廃物等の認定)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会の判定を経て、当該放置自動車等を廃物又は準廃物と認定することができる。

- (1) 所有者等が第14条の命令に従わないとき。
 - (2) 第15条第1項第2号の規定により移動し、保管した場合において、その日から起算して60日を経過しても、当該放置自動車等の所有者等が判明しなかったとき又は所有者等は判明したが住所、居所その他連絡先が不明で連絡が取れないとき。
 - (3) 第15条第1項第3号の規定に該当するとき。
 - (4) 前条の規定による通知を行ったにもかかわらず、放置自動車等の引取りがなされないとき。
- 2 市長は、前項の認定を行おうとする場合は、前項第1号及び第4号の規定に該当するときを除き、あらかじめその旨を告示しなければならない。

第18条 市長は、前条の規定にかかわらず、別表の基準により廃物と認められるときは、協議

会の判定を経ずに廃物と認定することができる。この場合において、市長は、必要と認めるときは所轄警察署長の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、前項の認定をしたときは、告示をするとともに、放置自動車等に除去指示書を貼り付けるものとする。

(廃物の措置)

第19条 市長は、第17条第1項の規定により放置自動車等を廃物と認定した場合及び前条第2項により告示をした日から15日間経過した場合は、廃棄物として処理することができる。

(警察署長への通知)

第20条 市長は、放置自動車等を除去し、保管したときは、保管違法放置物件一覧表を作成し、その旨を所轄警察署長に通知するものとする。

- 2 市長は、放置自動車等を処分したときは、その旨を所轄警察署長に通知するものとする。

(準廃物の措置)

第21条 市長は、第17条第1項の規定により準廃物と認定したときは、所有者等に当該準廃物の引取りを促すため、規則で定める事項を告示しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により告示した日の翌日から起算して2月を経過しても、当該準廃物の所有者等が引き取らないとき又は当該準廃物の所有者等が確認できないときは、当該準廃物を廃棄物として処理又は売却をすることができる。
- 3 市長は、第19条及び前項の処理を処理業者に依頼することができる。

(費用の請求)

第22条 市長は、第19条及び前条の規定により放置自動車等を廃棄物として処理したときは、当該放置自動車等の所有者等に対し、当該処理に要した費用並びに移動及び保管に要した費用を請求することができる。

- 2 市長は、移動し、保管している放置自動車等の所有者等が当該放置自動車等を引き取ろうとするときは、その者に対し、移動及び保管に要した費用を請求することができる。

(処理の報告)

第23条 第21条第3項の規定により放置自動車等を廃棄物として処理した処理業者は、その実施内容について、市長に報告しなければならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第25条 第14条の規定による命令を受けたにもかかわらず、市長が定めた期限までに放置自動車等を撤去しなかった者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

(過料)

第27条 第8条の規定に違反し、公共の場所に自動車等を放置し、又は放置させ、又はこれらの行為をしようとするものに協力した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

別表 (第18条関係)

放置自動車等の廃物認定基準

1 自動車等がその本来の機能を失っている場合

自動車等の内燃機関、トランスミッション、ハンドル、タイヤ、バッテリー、座席等自動車等の走行に必要な装置の主要な部分が破損若しくは腐食し、又は取り外されている場合は、廃物とする。

2 自動車等がその本来の機能を失っていない場合

(1) 所有者等が当該自動車等を再び自動車等として用いる意思がないことを確認した場合は、廃物とする。

(2) 所有者等が判明しないため、その意思の確認できないときであって、次のいずれかに該当する場合は、廃物とする。

ア 自動車登録番号標が取り外され、かつ、車台番号が削られているもの

イ 自動車登録番号標が取り外され、かつ、1月以上放置されているもの

ウ 抹消登録がなされ、かつ、1月以上放置されているもの

エ 放置されている場所、状況、期間、当該自動車等の外見的状态その他特に所有者等の廃棄の意思を推定させるもの

地域振興局からのお知らせ

「東濃オリベ環境塾」の開催

岐阜県東濃地域振興局環境課

「東濃オリベ環境塾」に参加して循環型社会を実感しましょう

楽しくなければ、循環社会は作れない。
面白くなければ、環境教育じゃないよ。
地域密着型リサイクル啓発活動として「東濃オリベ環境塾」を紹介します。

2回にわたり、食器のリサイクルから、陶芸、茶道にいたるまで広く学べるこちらのイベント。何と言っても、リサイクル原料を使用し、自分で茶碗と小皿が作れるというのも魅力。自分で作った茶碗で飲むお茶の味は格別だ。〈びあ掲載文〉

「オリベ」は岐阜県の世界遺産

日本一の出荷量を誇る「美濃焼」。400年前に突如現れ、今また輝く「織部焼」。

文化の破壊者・創造者としてオリベは現代文明へ新たな挑戦をしています。

「器のリサイクル」は東濃の挑戦

東濃は、陶磁器のリサイクルを提案します。器から器へリサイクルの輪を回します。陶磁器くずを食器資源に変えます。

地場産業も地球再生へ一丸となって

美濃焼産地では、最大生産地の製造者責任を果たします。大事に使っていただいた食器をゴミにせず、回収・粉碎して粘土原料に戻します。(GL21プロジェクト)

陶磁器リサイクルは地球にやさしい

地球収支がマイナスではいけません。消費地からの食器をリサイクル粘土に戻しても、品質は全く変わらず、温暖化ガスをはじめ、環境負荷を減らしています。「地球にやさしいリサイクル」です。

【中日社会功労者 小木曾教彦氏指導】



遊び心でためになる循環型作陶体験

〔土曜日午前中2回で1セットの塾〕

- ①「食器リサイクル」を学習します
- ②廃食器粉を粘土に混ぜてこねます
- ③自作粘土で茶碗と小皿を作ります
《約1ヶ月焼き上がり待ちます》
- ④現代陶芸美術館員の話をお聞かせします
- ⑤「茶道」の「イロハ」を学びます
- ⑥自作茶碗で「茶会」を体験します
- ⑦現代陶芸美術館展示見学をします

開催予定（9：30～11：30AM）

2月7日(土)と3月6日(土)

4月17日(土)と5月22日(土)

6月5日(土)と6月26日(土)

8月21日(土)と9月18日(土)

10月16日(土)と11月20日(土)

12月18日(土)と1月15日(土)

2月19日(土)と3月19日(土)

(7月に「夏休み子ども塾」を3回開催)

○参加費2千円(1セット)が必要です。

場所：セラミックパークMINO [作陶館]
0572-28-3202(多治見市東町4-2-5)

東濃地域振興局「環境課」へ電話で申込
0572-23-1111 内線228(毎回先着20名)

機能水の現状と未来

岐阜県保健環境研究所

1. 水の基礎

水は地球上に普遍的に存在し、人間の体重の約70%を占め、生命活動に不可欠な物質である。生体内での水の役割の主なものとしては、栄養成分や老廃物の運搬、体温調節などが知られているが、このような生体内での役割も水の特異な物性により支えられている。

たとえば、水の誘電率は他の液体に比べ大きいことが、電解質に対し大きな溶解力を有することになり、電解質は水に溶けてはじめて生命現象に必要な反応にあずかることが出来る。また、水は糖のような非電解質をも溶かす能力も大きく、物質の運搬や反応に大きな役割を果たしている。これ以外にも水の比熱容量が普通の液体の中で最も大きいことが急激な体温の上昇を防ぎ、放熱するのに水はきわめて有益であり、体温を一定に保つことに貢献している。もし、水の比熱容量がこのように大きくないとすれば、摂取カロリーから生じる大量の熱が全て体温上昇に向けられることになり、生体を構成している蛋白質は全て凝固してしまい生命を維持できないことになる。さらに、水の表面張力が大なることは、細胞間隙や毛細管腔のすみずみまで体液で満たすことを可能にしている。

このような生命活動を支える特異な物性をなぜ水は有しているのだろうか？その一つには水の構造の特殊性によると考えられている。

水の分子を構成する酸素と水素の電気陰性度は、酸素が3.6であり水素が2.1とかなり大きな差があることから、酸素が負、水素が正に帯電している。水素原子は2個あるのでその重心の位置に正電荷があると考えられ、酸素原子上の負電荷とその位置が異なるため水は極性分子であり、1個の分子内に正電荷と負電荷が局在しているため、水分子は双極子となる。この水分子内の電荷の偏りのために、水の分子間では酸素の持つ負電荷と、隣の水分子の水素が持つ正電荷とが引き合うことによって、「水素結合」という結合が分子間に形成される。それゆえ、液体状態の水はいくつかの H_2O 分子が水素結合で結ばれた $(H_2O)_n$ という会合体〔クラスター(塊)〕を形成していると推測されている。水を加熱して温度を上げていくと、水素結合が切れてクラスターは小さくなり、水温の上昇とともに粘性係数や表面張力は小さくなり、逆に溶解度は大きくなる。このことは、水よりも湯の方が洗濯物の汚れが良く落ちるといふ日常生活

での体験からも知られている。

また、食品の保存のため日常的に冷蔵庫が使用されているが、水を冷やすことにより水の構造が大きくなり、そのような水の中では微生物の増殖が抑えられることに起因していることになる。

2. 水の構造と生物

水の構造が変化したとき生物はどのような影響を受けるのであろうか。

水の構造と生物の関係を考えるとき、重水の例は非常に興味深い。水には、水素に3種類の同位体 ^1H 、 ^2H [D (ジウテリウム)]、 ^3H [T (トリチウム)] と酸素に3種類の同位体 ^{16}O 、 ^{17}O 、 ^{18}O が存在するため、これらの組み合わせにより18種が存在することになる。通常の水は軽水 (H_2O) と呼ばれるが、それ以外で生理学的に重要な意味を持ち興味深いのは重水 (D_2O) である。

重水の凝固点は $+3.81^\circ\text{C}$ 、沸点は 101.42°C 、また融解熱は軽水が 6.0kJ/mol であるのに対し、重水では 6.3kJ/mol である。このように重水の凝固点と沸点はいずれも軽水よりも高い。これらのことは、分子をバラバラにするために、重水の方が軽水よりも大きなエネルギーを必要とすることを意味している。すなわち、水分子どうしの分子間に働く力は重水の方が大きいことを意味している。また、重水と軽水の性質のなかで最も大きな違いは粘度である。 25°C における重水の粘度は軽水の粘度の1.23倍である。また、並進運動の緩和時間は軽水で 5.5×10^{-12} 秒、重水で 6.1×10^{-12} 秒である。これらの結果は重水の水分子の熱運動は軽水よりも遅いことを示している。

重水の方が水素結合が強く、熱運動が束縛されていることから、軽水に比べ重水の方がより構造化しているということが出来る。

このようにより構造化している重水の生物に対する影響はきわめて複雑であり、その作用は種によって異なるが、一般的に高等生物のほうが低い重水濃度でも致命的な影響を受ける。

若いマウスに30%重水を飲ませ、1週間ごとに睪丸の精子形成能力を調べたところ、7週間後にコントロールに比べ60%低下していた。また、同じように30%重水をマウスに飲ませたら、40日間で副睪丸から精子が完全になくなったという報告もある。これらのマウスの睪丸や副睪丸に顕著な細胞死はみられなかったので、細胞分裂は完全であるが、娘細胞の分化が阻害されたことにより異常が起こったことを示唆している。

マウスに種々の濃度の重水を飲ませ、生存率を調べる実験が行われた。重水濃度40%程度から生存日数が急激に減少し、80%で10日以下になった。また、ラットに重水を注入して体内濃度が35%になると中毒症状が現れ、ついには死にいたった。

これらの結果は、構造化された水が生理反応を阻害するために引き起こされたことが示唆され、水の構造と生理反応との関係を考えるうえで興味深い報告である。

水の構造と生理反応を考えるもう一つの例として、ガス麻酔がある。キセノンと酸素を7対3の割合で混ぜ、1気圧でヒトに3分間吸入させると、3分間で知覚を失い、吸入を止めると2分から3分後に麻酔から回復する。クリプトンとかキセノンのように、他の物質に全く反応性をもたない不活性ガスがこのような麻酔作用を示すということは、1961年ポーリングとミラーによって次のように説明された。

呼吸により吸収された不活性ガスが脳に運ばれると、これらの分子は神経細胞の細胞膜や蛋白分子の疎水面に接している水の構造の空孔の中に入り込んで、周りの水分子の熱運動を抑制する。すなわち水の構造化の程度を増す働きをする。

神経細胞が興奮すると、通常は細胞外に排出されているナトリウムイオンが急激に細胞内に入り、その後再び外に出される。こうしたイオンの出入りにともなって電位が変わり、それが隣の神経細胞へと次々に伝わることで、全体として電流が神経を伝わる。しかし、イオンが出入りする細胞膜の孔が、不活性ガスにより構造化された水によりふさがれイオンの出入りが妨げられることによって電流が伝わりにくくなり神経の伝達が妨げられ結果、麻酔が起こる。

実際に、カエルやネズミを不活性ガスで麻酔して、筋肉中の水の状態を調べた実験によると、麻酔をうけた方が水の構造化の程度が増していることから、不活性ガスによる麻酔作用は、細胞内の水の構造化の程度を増すことと密接な関係にあると考えることができる。

麻酔ではないが、キセノンを経腸に吸収させると、膜を透る水の透過率が減少することが見出されている。この原因は、キセノンによる膜内の水の構造化の増加によるものである。

また、培養細胞に不活性ガスを作用させると、細胞の増殖が止まってしまうが、不活性ガスを取り去ると再び細胞分裂を始める。

これは、麻酔作用を有する不活性ガスは、細胞内の水の構造化を増すことにより、生体内の物質移動を妨げ、その結果、細胞分裂を抑制することを示唆する。

以上、重水や不活性ガスを例に、水の構造化の程度が増すことにより、生物がどのような影響を受けるかについてまとめてみた。

不活性ガスによる水の構造化が増すことや、重水のような構造化された水は、神経伝達や物質移動などの生理反応を阻害し、生物にとって必ずしも好ましい環境を提供するとはいえない。

これに対し、水の構造化の程度が小さいといわれているのが「機能水」といえる。

3. 機能水の現状

「機能水」とは、水になんらかの物理化学的処理を施すことにより水分子同士の水素結合が

影響を受け、水の動的構造（クラスター）が変化することにより物性が変化し、新しい機能が付与された水だといわれている。水を処理する方法の違いにより、電解水、電子水、磁気水、セラミックス処理水など多くの機能水が出回っており、一様に水の動的構造（クラスター）が小さくなり、動植物の成長が促進されたり、健康に良い水であるといわれている。

健康を守る機能として免疫機能は重要な位置を占めることから、機能水の免疫機能に対する影響について検討した。

実験に供した機能水は、磁気水とセラミックス処理水であり、磁気水は水道水を供する蛇口を永久磁石で挟むことにより、また、セラミックス処理水は、水道水中にセラミックスを浸漬することにより調整した。使用したセラミックスは、遠赤外線放射量が多いとされる市販のもの2種類を用いた。

マウス（Balb/c系、雌）に、水道水または機能水を自由に与え一定期間飼育後、マウスの腹腔内に羊赤血球を投与し、血清中に産生、蓄積される羊赤血球に対する抗体量を測定した。

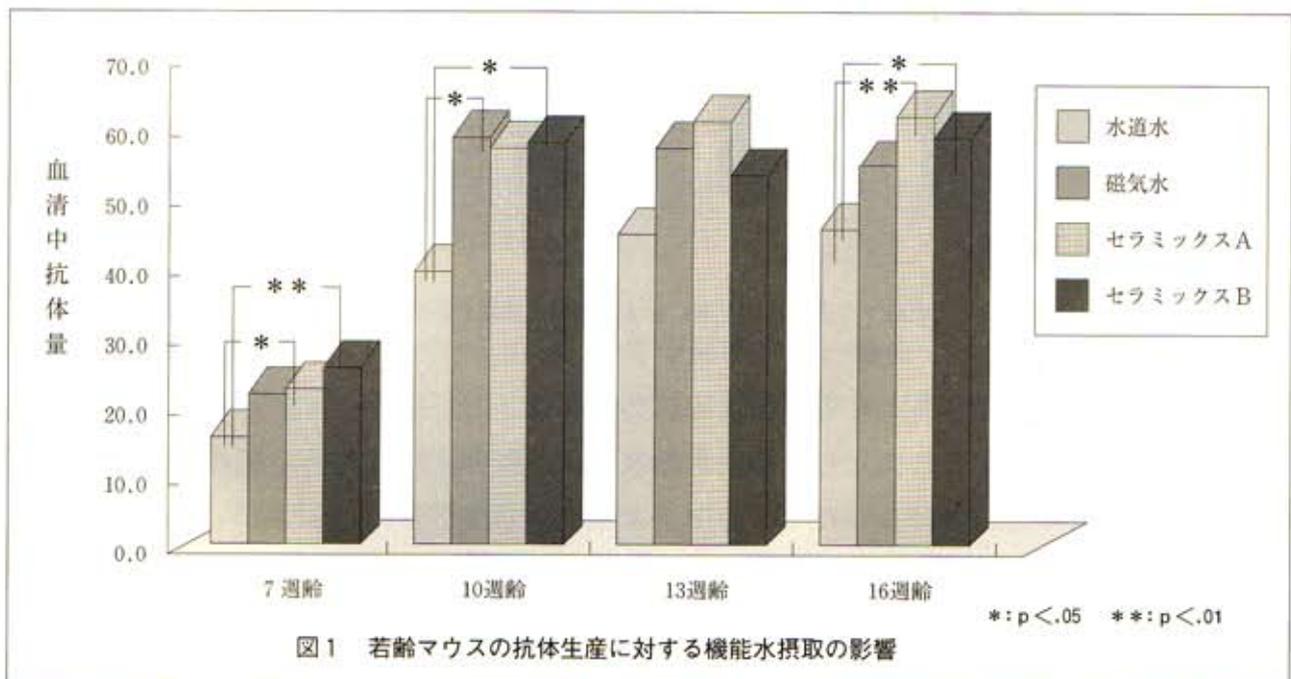


図1は、16週齢までの若齢マウスの抗体産生能に対する機能水摂取の影響を示す。機能水の摂取は、5週齢から始めたので、それぞれ2、5、8、11週間機能水を摂取したことになる。

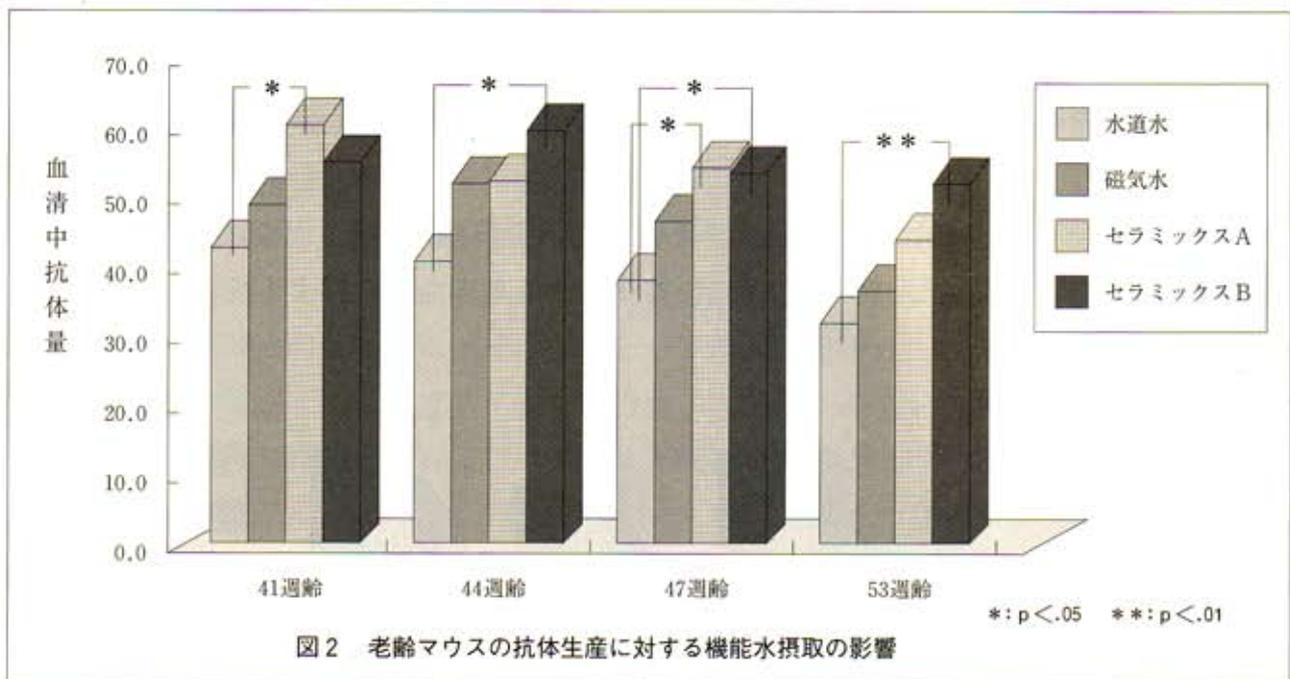
若齢マウスの血清中抗体量は、水道水摂取群に比べ全ての機能水摂取群が高い傾向にあり、特に水道水摂取群の免疫機能が未だ十分に発達していない7週齢、10週齢の時点では明らかに高い値を示した。これらのことは、機能水の摂取により、免疫機能の発達が促されたことを意味する。

免疫機能が十分発達したと考えられる13週齢、16週齢では、全ての群で血清中抗体量は一定

トピックス

の値を示しプラトーに達したと考えられるが、水道水摂取群は機能水摂取群に比べ常に低い値を示した。これらのことは、機能水を摂取することで、より高い免疫機能を発揮できることを示唆している。

図2には、41週齢から53週齢までの老齢マウスの抗体産生能に対する機能水摂取の影響を示す。機能水の摂取は27週齢から開始したので、それぞれ14、17、20、26週間機能水を摂取したことになる。



水道水摂取群は、年をとるとともに血清中抗体量を低下していき、年とともに免疫機能が衰えることが観察された。これに対し、機能水摂取群は、47週齢でも血清中抗体量は高い値を示し、53週齢になって低い値になったもののセラミックスB処理水では依然高い値を示した。これらのことは、機能水を摂取することで老化による免疫能の低下が緩和されることを意味し、高齢化社会である現代を健康で生きるうえに機能水をうまく利用することは重要な意味を持つと考えられる。

以上、健康を保持・増進するうえで重要な役割を担う免疫機能に対する機能水の影響を、抗体という蛋白質の産生量をとおして観察した結果について述べた。

蛋白質の産生量（合成量）が飲む水によって影響されるということは、その先にあるDNA遺伝情報のRNAへの転写過程が飲み水によって影響されることを意味する。

若齢マウスも老齢マウスも共に有する遺伝情報は基本的には何ら変わりがない。しかし、老化により遺伝子の働きが悪くなる。逆からみれば、遺伝子の働きが悪くなるから老化するとも考えられる。

つまり、機能水摂取の免疫機能への影響の観察結果は、老化の原因とも結果ともいえる遺伝子の働きの衰えが機能水の摂取によって緩和される可能性があることを示唆する重要な現象の観察であるといえる。

健康を阻害する側からの機能水の影響について、白畑らは電解還元水の活性酸素消去作用について報告している²⁾。

活性酸素は非常に反応性に富み、生体内の遺伝子、蛋白質や脂質を酸化障害する。その結果、癌、糖尿病、動脈硬化症（心筋梗塞、脳卒中）など多くの病気の原因や老化の促進につながる事が知られている。

水を電気分解することにより陰極側から得られる弱アルカリ性を示す電解陰極水は、アルカリイオン水などの名称で一般的に呼ばれ、その装置は1965年に医療用物質生成器として厚生省から薬事認可されている。この電解陰極水は、アルカリ性を示すだけでなく酸化還元電位が低く還元性を有し、様々の病気の原因とされる活性酸素を消去する作用（抗酸化作用）を有すること、またその本体が水の電気分解によって生ずる活性水素（発生期の水素）であることを白畑らは報告しているが、全てが認知された訳ではなく、多くの議論を呼び起こしている。しかし、抗酸化作用の本体が活性水素であるかどうかは今後の研究成果に期待するとして、電解陰極水やある種の自然水が抗酸化作用を有することは他にも報告されている。

健康を阻害する因子として、病原性大腸菌O-157やレジオネラ菌など多くの病原性微生物がある。

水を電気分解した際に陽極側から得られる電解陽極水は、酸性を示すと共に酸化還元電位が高く、強い酸化作用を有し抗菌作用に富むこと、またその本体が水の電気分解によって生ずる次亜塩素酸塩であることを岩澤らが報告している³⁾。

電解陽極水は、一般的には酸性電解水、酸性水と称され、最も研究が進んでおり農業、医療、食品工業など多くの分野で利用されている。2002年に酸性電解水は、「次亜塩素酸水」という名称で食品添加物に指定されるに至った。

4. 機能水の未来

機能水の定義からすると、何らかの処理により生じた活性水素や次亜塩素酸塩のような溶質が作用する現象も意味あることではあるが、何らかの処理によって水そのものの構造、状態が変化し、様々な現象を引き起こすことの方がより重要だと思える。

水の構造と遺伝情報の発現、神経伝達や物質輸送などの様々な生命活動との関係を明らかにすることはこれからの重要な研究課題であると共に我が国で種が蒔かれた数少ない研究の一つである。このような研究を推進するために早急に解決すべき課題は、水の構造を正當に評価す

る技術の開発であろう。そのような技術の開発は、目的に合った、あるいは、必要に応じた構造の水を手に入れることを可能にし、生物の関係する多くの産業に及ぼす影響は莫大なものが期待され、多くの新産業の創生にも貢献することが予想される。

具体例として、岐阜県から産出される天然鉱石やそれを原料としたセラミックスにより岐阜県の豊富な水进行处理し、我々が既に確立した水機能評価法により抗酸化作用、酵母活性作用、免疫賦活作用などの多方面から処理水を評価することで機能性を担保する。

機能性が担保された水を農業に利用することで、化学肥料や農薬の使用量を低減化し、化学肥料・農薬による環境負荷を軽減すると共にそのようにして栽培された作物がそれを食する消費者の健康の保持・増進に寄与するヘルシー野菜となることを実証することで、消費者にも支持されるぎふクリーン農業を実現する。

また、機能水を畜産に利用すれば、健全動物の飼育になり悪臭を低減することも可能であろうし、健全動物からの食肉は消費者にとってヘルシー食肉になり得るであろう。

最も大切なことは、毎日飲む水を機能水にすることで、自らの健康の保持・増進に役立てることであろう。

このように、ヘルシー野菜、ヘルシー食肉の摂取や機能水の飲用は、岐阜県が提唱する「健康障害半減計画」を実現する具体的な方法のひとつとなり得る。

平成15年11月27日・28日に下呂町水明館で第2回日本機能水学会学術大会が開催され、全国から延べ700人を越す研究者が参加し、多くの研究成果が発表された。しかし、電解水に関する研究発表が多く、残念なことに水の構造に関する報告は皆無であった。

今後、水の構造を視点にすることで研究はさらに進展し、その応用範囲も飛躍的に広がることが予想される。そのような研究に我々も貢献したいと考える。

引用文献

- 1) 上平恒、多田羅恒雄「水の分子生理」、P.9～12、(株)メディカル・サイエンス・インターナショナル(1998)
- 2) 白畑實隆、ウォーターサイエンス研究会編「機能水の科学と利用技術」、P.137～148、江川芳信(1999)
- 3) 岩澤篤郎、中村良子、防菌防黴、27、P.449～462(1999)

岐阜県の豊富な水



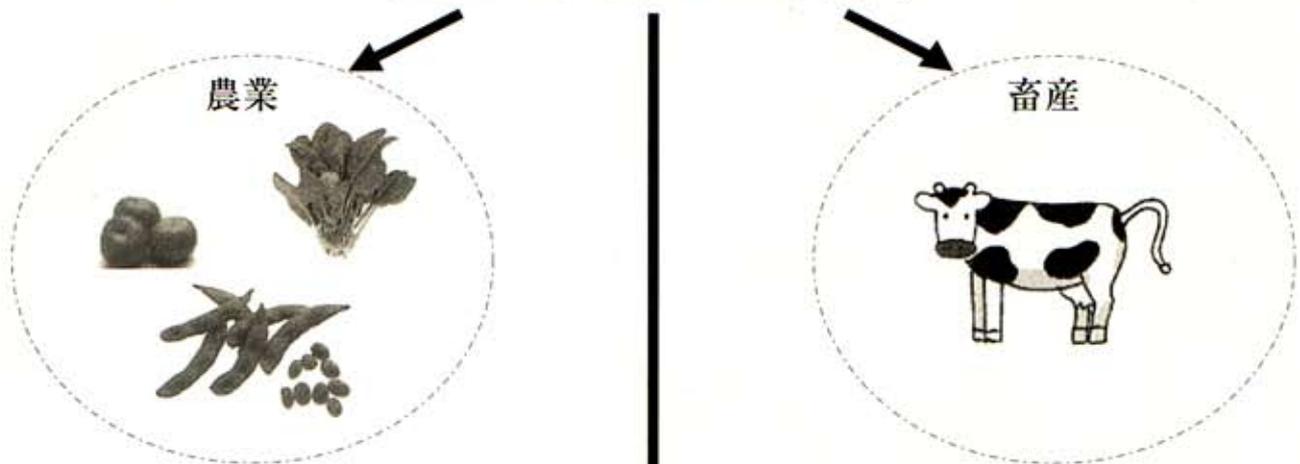
機能化处理 (天然鉱石・セラミックス)



機能性評価 (抗酸化作用・酵母活性作用・免疫賦活作用)



機能性が担保された機能水

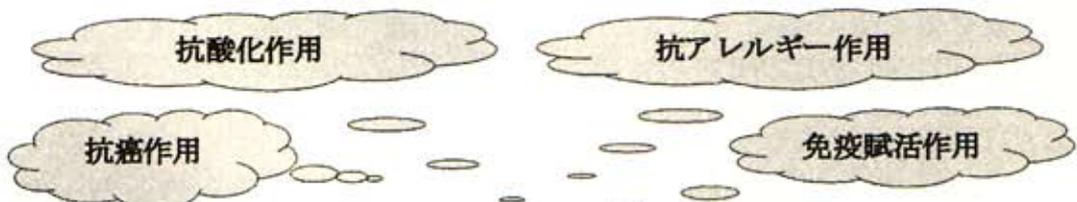


ヘルシー野菜

ヘルシー水

ヘルシー食肉

健康



わがまちの産業廃棄物問題と対策

わが町におけるリサイクル事業と ゴミの減量化



大和町長 笹 勝美

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、平素から生活環境の保全と産業廃棄物の適正な処理につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

本町は、県のほぼ中央で郡上郡の北西部に位置し、総面積は152.76km²。そのうち90%以上を山林が占めており、人口は7,400人あまりで、町の中央を長良川が流れている自然豊かな町です。

当町は、かつてこの町を治めていた東氏一族が代々和歌に優れていたことから「和歌の町」として知られています。中でも9代・常縁は古今集の奥義を伝授したことで古今伝授の祖といわれており、現在は「古今伝授の里フィールドミュージアム」を中心に「古今伝授の里づくり」を展開しています。

また、天然温泉「やすらぎ館」を含め一帯を道の駅として整備しました。ここには天然温泉を利用した「足湯」もあり、立ち寄られたドライバーなどには大変好評です。

さて、本町のゴミのリサイクル事業、ゴミの減量化、その他廃棄物処理につきましては町民の皆様のご理解とご協力を得まして事業に取り組み、成果も上がっている状況です。

増え続ける一般廃棄物の可燃物の減量化に向けて、平成13年度には資源ゴミを集め保管する施設「エコプラザ」を建設し、リサイクル可能な廃棄物を中心として集め業者に搬出

しております。町民の皆様のご協力によりまして、平成14年度には、新聞紙、雑誌、段ボール、ペットボトル、トレイ、古着、古布等を合わせまして約200トンを持ち込み頂き、可燃物の減量には大きな成果を上げました。今現在もその量は増加する状況にあります。

また、生ゴミの減量化対策として、平成13年度から生ゴミ堆肥化装置助成制度を新設し、電動生ゴミ処理機の購入に補助金を交付し減量化の推進を図ってまいりました。住民の皆様方のご理解とご協力によりまして、2年間で210台の導入があり、580万円の補助金を交付しました。平成15年度においても引き続き実施しておりますが、この事業により家庭から出る生ゴミが自家処理されることになり可燃物の搬出が減少しています。

また、ダイオキシン対策の規制が強化され郡上郡では既施設の使用ができなくなり、新しく処理施設の建設が進められております。家庭での焼却炉についても使用が難しくなったことにより、ゴミの量が多くなることが懸念されます。その対策として、本年度から容器包装リサイクル法によるプラスチック製容器包装の分別収集を行いほぼ定着してきております。

家電リサイクル法が施行され家電の廃棄に対して負担が出てきたことも影響し、本町においても不法投棄も多くなる傾向にあります。本年度は県の補助事業を活用して、町内全体を調査し、不法投棄の把握と清掃および撤去作業を行い、今後の発生を抑制する警告看板の設置などを行うと共に、民間企業にもご理解、ご協力を得て不法投棄の撲滅を図り、地域社会全体で美しい自然を生かした美しい町づくり、住み良い町づくりを目指してゆきたいと思っております。

最後になりましたが、本町における廃棄物行政において円滑に運営ができるよう今後とも貴協会のご指導をお願いすると共に、貴協会の益々の発展と会員の皆様方のご活躍をご祈念申し上げます。

わが村の廃棄物処理への 取り組み



清見村長 松岡法泉

(社)岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本村は、岐阜県の北部、飛騨のほぼ中央部にあって、東西に24.8km、南北に36.8km、面積は359.16km²県下で2番目に大きな村で、その96%を山林が占めています。村内には、日本海側と太平洋側をへだてる分水嶺があり、豊かな森林から流れ出る透き通るような清流は、「清見村」の名の由来ともなった村の誇りです。特に村民によって大切に保全整備されてきた「せせらぎ街道」沿いの森林と清流は、県外の方々からも親しまれ新緑・紅葉の季節には各地からの数多くの観光客で賑わっています。

人口は2,622人（平成15年11月現在）と横ばいで推移していますが、来年2月1日に高山市と大野郡・吉城郡二町七村が合併し、新市の誕生を目指して関係市町村が協議・調整を行っています。

さて、廃棄物処理事業におけるごみの分別収集と減量化につきましては、住民の協力と理解を得ながら取り組みを進めています。ごみの分別収集は平成10年度から始め、さらに平成14年度の10月からはその他プラスチック容器包装・紙製容器包装を追加し、地域住民による当番制と分別収集指導員を配置してきめの細かい収集と、住民への周知を徹底して

行いリサイクルを積極的に進めています。平成14年度の一般廃棄物排出量は可燃物477t・不燃物112tで、可燃物は昨年12月からダイオキシン類対策として小型廃棄物焼却炉の規制が強化されたことにより大幅に増加し、不燃物はここ数年横ばいの傾向にあります。

可燃ごみ減量化対策としては、平成8年度からボカシの普及に努め原材料の支給を行って生ごみの有効利用を推進し、平成14年度からは堆肥化装置（生ごみ処理機）の導入に対する補助制度を新設して生ごみの一層の減量に努めています。また、小学校PTA・婦人会等村内各種団体による新聞・雑誌等の資源回収に対し、助成金を交付しリサイクル活動を推進しています。

産業廃棄物対策としては、村の基幹産業である畜産における家畜ふん尿処理施設によってバーク堆肥化し、有効活用しています。

近年、村内を通過する東海北陸自動車道等道路網の発達により、交通量も大幅に増え、生活環境が大きく様変わりしています。また、平成13年4月から本格施行された家電リサイクル法・昨年12月からの小型焼却炉の規制強化による不法投棄の増加に懸念を持ち、不法投棄は「しない」「させない」「ゆるさない」をスローガンに地域ぐるみでの監視体制を充実させるために、今年度「清見村不法投棄監視員」制度を立ち上げ、住民96名の方々に委嘱を行い監視体制の強化を図っています。人口の増加や消費生活の多様化・入り込み客の増加などによる廃棄物の増加に対応するため、一人一人の意識の向上を促し、環境美化の推進とごみの持ち帰りなどの徹底を図ります。誰もが望む、美しく自然豊かなこの環境を次代に伝えるため、努力したいと考えております。

終わりに、本村における廃棄物処理を円滑に行うためにも、今後も貴協会のご指導をお願い申し上げますとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご活躍をご祈念申し上げます。

平成15年度第4回理事会開催

平成15年度第4回理事会（書面表決）が平成15年11月4日（金）に開催されました。

この理事会は「新規加入会員の承認について」開催されたもので、正会員15名が全理事の賛同を得て承認されました。

平成15年度第5回理事会開催

平成15年12月5日（金）午後4時から岐阜市内の「岐阜ルネッサンスホテル青葉会議室」において本年度第5回理事会が開催されました。この理事会においては、次の議案が全員一致で原案どおり可決されました。

まず、議案にはいる前に、事務局より書面表決（第3回理事会、第4回理事会）の承認について、それぞれ、承認されたことを報告。

第1号議案 平成15年度 収支補正予算について

第2号議案 新規加入会員の承認について

平成15年度第3回研修指導委員会開催

（10月17日午前10時30分から）

1. 「廃棄物処理法」法令実務者研修会の開催について
2. その他

平成15年度第3回広報編集委員会開催

（11月13日午前10時30分から）

1. 「ぎふ保全協会報」第56号の発行について
2. 「ぎふ保全協会報」第57号の編集方針について
3. その他

「廃棄物処理施設」の視察

研修指導委員会では、平成15年度研修事業

として、視察研修会を10月10日（金）、61名（バス2台）の参加を得て次のとおり行いました。

視察先

- 三重中央開発(株)三重リサイクルセンター
中間処理・最終処分
三重県上野市与野字鉢屋4713番地



「廃棄物処理法」法令実務者研修会の開催

（11月27日午後1時30分から）

標記研修会を岐阜県水産会館において次により開催しました。

参加者は124名（正会員、賛助会員、その他）。研修会は県の不適正処理対策室、廃棄物対策室から、講師をお願いし、「不適正処理事案の現状」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部改正」について詳しく説明されました。

- 「不適正処理事案の現状」について
講師：不適正処理対策室長 藤本 誠氏
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」について
講師：廃棄物対策室 技術主査 森本芳久氏
- 「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」の一部改正について
講師：廃棄物対策室 技術主査 米本尚満氏



産業廃棄物と環境を考える 全国大会の開催

「産業廃棄物の処理業から循環業へ」のテーマのもと、担当行政、事業者、市民等各界の人が資源循環ビジネスとしての「循環業」の将来の方向性について考える大会として、開催され吉田専務理事が出席しました。

1. 日時：平成15年10月16日(木)
2. 場所：東京都千代田区平河町2-7-5
3. 内容：環境大臣表彰、
講演「改正廃棄物処理法について」
パネルディスカッション「産業廃棄物の処理業から循環業へ」

「岐阜まるごと環境フェア2003」開催

「岐阜まるごと環境フェア2003」が岐阜市

の長良川国際会議場、リバーサイドパーク駐車場において平成15年11月8日、9日に開催されました。「まるごとエコステージ」では、環境メッセージトークショー」や、コンサートが開かれました。当協会も協賛し、専務理事、事務局長が出席しました。

全国正会員事務局責任者会議開催

社団法人全国産業廃棄物連合会主催の全国正会員事務局責任者会議が平成15年12月15日(月)午後1時30分から、東京日本海運倶楽部2階ホールにおいて開催され、吉田専務理事が出席しました。会議では、下記の議題について協議されました。

1. 産業廃棄物処理業優良化促進事業の推進について
2. 安全衛生活動基盤整備事業の推進について
3. 産業廃棄物運搬車に係る標識（標章）の表示等について
4. その他報告事項
 - ①雇用高度化推進事業について
 - ②災害廃棄物処理体制の検討について
 - ③マニフェストの年度末取り扱いについて
 - ④許可申請に関する講習会の受付事務について
 - ⑤表彰規則の改正について
 - ⑥その他
年間スケジュールについて
5. 協会運営に関する情報交換
6. その他

びわ湖環境ビジネスメッセ2003開催

「地球と私たちを豊かにする『新』環境ビジネス」をテーマに滋賀県長浜ドームにおいて開催されました。当協会から、吉田専務理

事、今木事務局長が出席しました。

1. 日時：平成15年11月5日(水)～7日(金)
2. 場所：滋賀県長浜市田村町1320
滋賀県立長浜ドーム
3. 内容：187の国内企業、27の大学・研究機関、17の海外団体の合計231者の出展。

第47回全国環境衛生大会開催

「第47回全国環境衛生大会」が岐阜市の長良川国際会議場で開催されました。当協会も協賛し、吉田専務理事、今木事務局長が出席しました。

1. 主催：(財)日本環境衛生センター
2. 日時：平成15年10月15日～16日
3. 場所：長良川国際会議場
4. 内容：大会式典（大臣表彰等）
特別企画シンポジウム
研究集会（分科会）

岐阜県企業リサイクルフォーラム開催

平成15年10月15日(水)午後1時30分より大垣市ソフトピアジャパンセミナーホールで下記のスケジュールで開催され、今木事務局長が出席しました。

基調講演

【テーマ】「循環型社会の実現とこれからの環境ビジネス」

講師：同志社大学教授 郡 孝氏

【事例発表】

* 「リサイクルへの挑戦！リスのリサイクルシステムについて」

講師：岐阜プラスチック工業(株)
生産管理チーム主任

長屋智博氏

* 「【水】・【大気】・【森林】を守

る世界唯一の環境技術」

講師：アイン(株)総合研究所

代表取締役研究所長

西堀貞夫氏

平成15年12月末までの産業廃棄物処理関係講習会開催結果報告

標記講習会が岐阜県県民ふれあい会館において開催されました。開催状況は次のとおりです。

- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新・収集運搬課程）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
10月22日	70	110	2	108

- 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新処分課程）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
10月22日～23日	50	49	0	49

- 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規処分課程）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
11月18日～21日	120	94	2	92

第6回役員会（平成15年11月12日：レストラン富士）

*協議事項

- 新規会員の承認について
- 平成16年度の青年部会活動について
青年部会報（仮称）について
- 情報交換について

第7回役員会及び青年部忘年会（平成15年12月10日：ホテルグランヴェール岐山）

*協議事項

- 中部ブロック協議会の設立について
平成16年2月6日(金) 三重県四日市市「ザ・プラトンホテル」
- 来年度青年部活動方針について
- 情報交換
- その他



(社)全国産業廃棄物連合会 青年部協議会
中部ブロック協議会設立総会開催

(社)全国産業廃棄物連合会 青年部協議会中部ブロック協議会の設立総会が下記により開催されます。

記

開催日時 平成16年2月6日(金) 14時～（第1部）
15時～（第2部コミュニケーションサイト説明会）

場 所 三重県四日市市西新池7-3
ザ・プラトンホテル 3F Lダイヤモンドホール

議案事項 第一号議案 中部ブロック協議会会則承認の件
第二号議案 中部ブロック協議会役員選任の件
第三号議案 平成15年度事業計画案承認の件
第四号議案 平成15年度収支予算案承認の件
第五号議案 その他

お知らせ

新規加入会員の紹介

平成15年度第4回理事会を平成15年11月4日（書面表決）開催し次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会 員 名 住 所	代 表 者 名 電 話 番 号	業 の 区 分	備 考
有限会社岩田組 〒506-0807 高山市三福寺町4352	代表取締役 岩 田 敏 一 ☎0577-32-2475	収集運搬業 中間処理業	
有限会社内田商会 〒501-6087 羽島郡笠松町大池町9-1	取締役 内 田 章 裕 ☎058-388-1006	収集運搬業	
株式会社オザキ 〒501-3265 関市小瀬庄西658-2	代表取締役 尾 崎 庸 夫 ☎0575-23-1372	収集運搬業	
有限会社カワショウ 〒502-0851 岐阜市鷺山139-1	代表取締役 河 村 則 夫 ☎058-233-6230	収集運搬業	
有限会社カワモト 〒509-3214 大野郡久々野町無数河477	代表取締役 河 本 高 広 ☎0577-52-2374	収集運搬業	
株式会社齋藤商店 〒501-6095 羽島郡笠松町中川町22	代表取締役 齋 藤 博 ☎058-388-0171	収集運搬業	
三洋物流株式会社 〒506-0058 高山市山田町1561	代表取締役 野 中 静 雄 ☎0577-34-8751	収集運搬業	
株式会社杉山陸運 〒501-0215 瑞穂市生津天王東町2-54	代表取締役 杉 山 要 ☎058-327-1551	収集運搬業	
誠美社工業株式会社 〒480-1207 愛知県瀬戸市品野町6-479-1	代表取締役 高 木 本 春 ☎0561-41-3309	収集運搬業	

お 知 ら せ

会 員 名 所	代 表 者 名 電 話 番 号	業 の 区 分	備 考
株式会社藤総合センター 〒446-0003 愛知県安城市柿碓町向ヒ1	代表取締役 藤 井 康 男 ☎0566-97-4819	収集運搬業	
有限会社正村工建 〒509-5401 土岐市駄知町1513	代表取締役 正 村 卓 夫 ☎0572-59-2087	収集運搬業 中間処理業	
株式会社ミツケン 〒463-0079 愛知県名古屋市守山区幸心4-203	代表取締役 密 川 達 雄 ☎052-796-1229	収集運搬業	
有限会社美濃赤坂運輸 〒503-2216 大垣市昼飯町300-2	取締役 奥 富 昭 治 ☎0584-71-0515	収集運搬業	
株式会社森部組ハツリ 〒456-0054 愛知県名古屋市熱田区千年1-8-53	代表取締役 森 部 勇 夫 ☎052-661-0309	収集運搬業	
山下技装株式会社 〒506-0032 高山市千鳥町1074	代表取締役 山 下 正 勝 ☎0577-34-5343	収集運搬業	

平成15年度第5回理事会を平成15年12月5日開催し次のとおり新規会員が承認されました。

【正 会 員】

会 員 名 所	代 表 者 名 電 話 番 号	業 の 区 分	備 考
有限会社尾張商事 〒495-0002 愛知県中島郡祖父江町山崎柳69	代表取締役 山 崎 真 裕 ☎0587-97-0691	収集運搬業	
有限会社纈纈 〒509-7605 恵那郡山岡町原1511-1	代表取締役 纈 纈 恒 男 ☎0573-56-3259	収集運搬業 中間処理業	

お知らせ

会 員 名 所 住 所	代 表 者 名 号 電 話 番 号	業 の 区 分	備 考
有限会社ナンシン 〒500-8227 岐阜市北一色5-14-18	代表取締役 郷 義 一 ☎058-247-1750	収集運搬業	
有限会社光商会 〒397-0001 長野県木曾郡木曾福島町5223-1	代表取締役 加 藤 相 哲 ☎0264-22-2067	収集運搬業	

【賛助会員】

会 員 名 所 住 所	代 表 者 名 号 電 話 番 号	団 体 構 成 員 数	備 考
寺井英之 (寺井行政書士事務所) 〒503-2424 揖斐郡池田町池野297-5	☎0585-45-0808		

参 考 会 員 の 移 動 状 況

会員区分	9月12日現在	入 会 数	退 会 数	12月5日現在	増 減
正 会 員	349	19	1	367	18
賛助会員	116	1	0	117	1
特別会員	2	—	—	2	—
合 計	467	20	1	486	19

訃 報

当協会役員（理事）三浦茂氏ご逝去



当協会役員（理事）三浦茂氏（有限会社三浦産業代表取締役）は平成15年12月4日、逝去されました。享年65歳でした。

三浦氏は、平成元年4月から監事・理事として協会の発展に多大のご尽力をされました。心から感謝申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

産業廃棄物処理業許可申請書の様式

岐阜県知事産業廃棄物処理業許可（岐阜市を除く）の新規・更新等の申請書様式について、岐阜県廃棄物対策室のホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

詳しくは県庁廃棄物対策室又は最寄りの地域振興局環境課又は事務所環境課にお問い合わせ下さい。

☆様式のアドレス

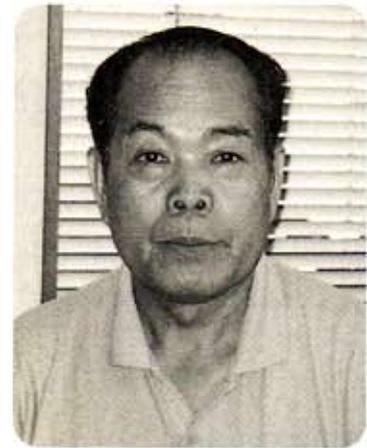
<http://www.pref.gifu.jp/s11225/sanpaisinsei/sannpaishorigyou.htm>

☆申請書の種類（一太郎、Word 型式）

- 産業廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物処分業
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- 特別管理産業廃棄物処分業
- 廃止又は変更の届出

会員(企業)紹介

会社名	株式会社森部組ハツリ
代表者	代表取締役社長 森部 勇夫
所在地	〒456-0054 名古屋市熱田区千年一丁目8番53号
電話	052-661-0309
FAX	052-652-5007
創業	昭和30年4月1日
資本金	3,500万円
従業員数	40名



◆事業概要 (又は沿革)

- 昭和30年4月 名古屋市港区にて森部政治が石工事を創業
- 昭和40年4月 「森部組」に社名変更
- 昭和46年4月 石工事からとび土木工事業業に愛知県知事登録変更
- 昭和58年8月 法人化に伴い社名及び代表者変更、資本金1,000万円
社名：(有)森部組ハツリ 代表者：森部勇夫
- 昭和59年7月 名古屋市熱田区千年1-8-53に営業所移転
- 昭和62年2月 森部組ハツリリサイクルセンター開設
- 平成2年4月 港区小川町地内にて資材置き場開設
- 平成4年8月 株式会社森部組ハツリに改組改称
- 平成8年7月 業務拡大に伴い港区小川(原所在地)にリサイクルセンターを移動
- 平成14年2月 土木・ほ装・水道施設工事業 愛知県知事登録
- 平成14年6月 2,000万円増資、資本金3,500万円となる

◆事業内容

- 土木建築工事の請負及び設計施工管理・道路の補修工事・橋梁鉄筋コンクリートの建物及び建築物の解体工事・建築物の外装仕上げ工事・産業廃棄物及び一般産業廃棄物の収集、処理及び運搬・各種建設用骨材の製造及び販売・建設資材、建設機械及び重機物のリース・不動産賃貸及び管理・全各号に付帯する一切の業務

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬【岐阜県】 廃プラスチック類※、金属くず※、ガラスくず・コンクリートくず

お知らせ

次号58号(平成16年3月31日付発行予定)に会員(企業)紹介の掲載をご希望されます方は

(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず※、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず(※は自動車等破砕物を除く。)

- 【岐阜市】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類
- 【愛知県】 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類
- 【名古屋市】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類
- 【豊橋市】 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類
- 【豊田市】 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類
- 【三重県】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類

中間処理 【愛知県】 破砕：がれき類

【名古屋市】 破砕：がれき類

【豊田市】 破砕：がれき類



事務局までご連絡ください。

GIFU HOZEN

岐阜県保全協会報

2004 / 第57号

平成16年1月15日発行

題字：梶原拓岐阜県知事



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

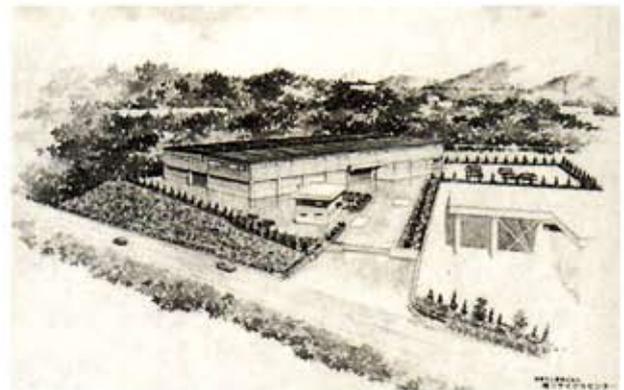
会員(企業)紹介

会社名 誠美社工業株式会社
代表者 代表取締役 高木本春
所在地 〒480-1207
 愛知県瀬戸市品野町6-479-1
電話 0561-41-3309
FAX 0561-41-3306
創業 昭和61年1月5日
資本金 1,200万円
従業員数 87名



◆事業概要（又は沿革）

- 産業廃棄物の収集、運搬を愛知県、岐阜県を中心に行っている。また、中間処理として、選別、破碎を行っており、選別機1台、破碎機3台を保有している。来春には、リサイクルセンターを開設する予定である。



◆事業内容

- 産業廃棄物の収集運搬
- 産業廃棄物の中間処理

◆許可品目

[産業廃棄物]

- 収集運搬【岐阜県】** 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（以上3種類 自動車等破碎物を除く。）
 燃え殻、汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、がれき類 以上11種類
- 【岐阜市】** 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類 以上11品目
- 【愛知県】** 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（自動車等破碎物を除く）、ガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く）、鋳さい、がれき類 以上12品目
- 中間処理【愛知県】** 選別：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く）、がれき類 上7品目
- 破碎：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く）、木くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く）、がれき類 以上4品目



協会のシンボルマーク

平成16年1月15日発行

第57号

編集
発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 中本貞実

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozen/>

印刷 共和印刷株式会社